



秋葉区「九条の会」事務局

新津教育会館内

新潟市秋葉区善道町2-9-44

Tel 0250-23-0764 Fax 0250-23-0764

<http://9jo.iinaa.net/index.htm>

改憲案、秋の臨時国会へ提示する

アベ政治への国民の反乱広がる

その1…玉城デニー氏39万、史上最高得票で圧勝

9月30日、沖縄知事選挙で、「翁長知事の遺志を継ぎ、辺野古に米軍基地は作らせない」と訴えた玉城デニー氏が、相手候補に8万票を超える39万6632票を獲得し、圧勝しました。

自民・公明、維新、希望の幹部を総動員し、首相官邸が先頭に立つという異例の態勢をしいた知事選挙でしたが、沖縄の民意を押しつぶすことができませんでした。



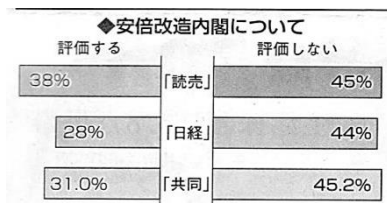
この勝利は、沖縄県民のアベ政治への強烈な反撃であり、歴史的な勝利です。アベ改憲に反対する人々の中に歓呼の声がありました。

その2…総裁選で自民党員45%が安倍に投票せず

9月20日、石破候補に3倍の差をつけて勝利する豪語していた総裁選。ふたを開けてみれば、自民党員の45%が安倍に投票しませんでした。自民党の中でさえ「反安倍」の空気が広がっていることが明らかになりました。

その3…内閣改造しても政権浮揚できず

10月2日、「明日の時代を切り開く全野球内閣」と胸をはった第4次安倍政権。日本会議に所属する議員を集めた「ウルトラ右翼内閣」が知れ、新聞各社の世論調査では、「評価しない」が軒並み上回りました。「アベ政治を許さない」という声が全国に広がってきました。



沖縄知事選に次いで、那覇、新潟市長選で勝利しよう

県庁所在地の那覇、新潟の市長選挙が全国の注目を集めています。市民と野党の共同候補が善戦しています。新潟で勝利して、安倍政権に痛打を与えましょう。

自民党憲法改正草案で将来の日本はどうか？（その12）

	現行憲法	自民党草案
第30条 (納税の義務)	国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。	記述なし
第31条 (適正手続きの保障)	何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。	何人も、法律の定める <u>適正な</u> 手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。
第32条 (裁判を受ける権利)	何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。	記述なし
第33条 (逮捕に関する手続きの保障)	何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、 <u>権限を有する司法官憲</u> が発し、かつ理由となつてある犯罪を明示する礼状によらなければ、逮捕されない	何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、 <u>裁判官</u> が発し、かつ理由となつてある犯罪を明示する礼状によらなければ、逮捕されない

※「31条」「33条」アンダーラインは筆者

1、第30条（納税の義務）

これだけ国民の自由、権利を剥奪し、義務を拡大しようとする自民党草案、なぜか「納税の義務」には記述がありません。不思議です。ただ、第84条（租税法律主義）には「租税を新たに課し、又は変更するには法律の定めるところによることを必要とする」と言った文面があります。

※ 「31条」から「40条」までは主に刑罰（刑事、裁判等）関係の条文です。いっばいありますので何回かに分けて書くことにします。



人権無視は
いけません

2、第31条（適正手続きの保障）

現行憲法とほとんど同じですが「適正な」という言葉が挿入されています。「現在の法律では適正でない手続きが取られることもあるからそれを是正しよう」とでも言う意味があるのでしょうか？ そうだとしたら、そういう手続きを放置している現在の政権の在り方に跳ね返ってくるのだと思いますが……。なぜ挿入しなければいけなかったのでしょうか？ 不思議です

3、第32条（裁判を受ける権利）

自民党草案にはこれも記述がありません。裁判を受ける権利がもしもなくなったら…（?）。

恐ろしい話です。



裁判は国民の
権利です

4、第33条（逮捕に関する手続きの保障）

アンダーラインの部分、「権限を有する司法官憲が発し……」があつさり「裁判官」とその範囲を狭めています。「司法官憲」とは憲法上は裁判官をさすのだそうです。それならば何も変更の必要は無いようですが……。まあ、はっきりさせたと言うのであれば良しとしましょう。

以下次号に続く